

結 果 の 概 要

1 人権侵犯事件

(1) 人権侵犯事件の推移

令和2年以降における全国の法務局及び地方法務局で取り扱った人権侵犯事件（人権が侵犯された疑いのある事件をいう。）の推移は、第1表のとおりである。

令和7年の人権侵犯事件の取扱総数は9,509件（うち新規救済手続開始（以下「新規開始」という。）件数は8,207件）、処理件数は8,170件となっており、対前年比では、取扱総数で7.6%、新規開始件数で8.3%、処理件数で9.1%それぞれ減少している。

また、令和2年を100とする指数では、取扱総数は89.1ポイント、新規開始件数は85.6ポイント、処理件数は81.7ポイントといずれも低下している。

第1表 人権侵犯事件の推移

年次					指 数（令和2年=100）			
	取扱総数	（うち） 新規開始	処 理	未 済	取扱総数	（うち） 新規開始	処 理	未 済
令和2年	10,668	9,589	10,002	666	100.0	100.0	100.0	100.0
3年	9,245	8,581	8,462	783	86.7	89.5	84.6	117.6
4年	8,644	7,859	7,627	1,017	81.0	82.0	76.3	152.7
5年	9,979	8,962	8,629	1,350	93.5	93.5	86.3	202.7
6年	10,296	8,947	8,983	1,313	96.5	93.3	89.8	197.1
7年	9,509	8,207	8,170	1,339	89.1	85.6	81.7	201.1

(2) 人権侵犯事件の新規開始内訳による構成比

令和2年以降における人権侵犯事件の新規開始内訳による構成比は、第2表のとおりである。

令和7年の構成比は、申告（職員受）60.9%、申告（委員受）32.3%の順となっており、この2つで全体の93.2%を占めている。

第2表 人権侵犯事件の新規開始内訳による構成比

(単位:%)

年次	総数	申告 (職員受)	申告 (委員受)	人権擁護 委員の通報	関係行政 機関の通報	情報	移送
令和2年	100.0	62.4	34.8	—	2.0	0.5	0.3
3年	100.0	62.8	33.3	—	2.9	0.9	0.1
4年	100.0	62.1	32.0	0.0	4.3	1.1	0.5
5年	100.0	61.5	33.2	0.0	4.1	0.7	0.5
6年	100.0	62.6	31.0	0.0	5.1	0.7	0.6
7年	100.0	60.9	32.3	—	5.0	0.5	1.4

(3) 新規開始事件の指数の推移

令和2年以降における人権侵犯事件の新規開始の指数の推移は、第3表のとおりである。

令和7年の人権侵犯事件の新規開始件数は8,207件となっており、令和2年を100とする指数では、85.6ポイントと低下している。

なお、人権侵犯事件の新規開始件数は、前年に比べても8.3%減少している。

第3表 人権侵犯事件の新規開始の指数の推移

種 類	指 数 (令和2年=100)						令和7年	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	件 数	対前年比 増減率 (%)
総 数	100.0	89.5	82.0	93.5	93.3	85.6	8,207	-8.3

(4) 人権侵犯事件の処理状況

令和2年以降における人権侵犯事件の処理区分別構成比の推移は、第4表のとおりである。

令和7年における人権侵犯事件の処理件数は8,170件で、前年に比べ9.1%減少している。

構成比については援助が全体の77.1%を占め、次いで、侵犯事実不明確(12.6%)、要請(4.4%)となっている。

また、処理率は85.9%と、前年に比べ1.3ポイント減少している。

第4表 人権侵犯事件の処理区分別構成比の推移

(単位:%)

処理区分	構成比					
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
援助	80.4	85.6	83.7	84.3	77.1	77.1
調整	0.3	0.3	0.2	0.2	0.5	0.3
要請	6.3	4.9	7.2	5.2	7.0	4.4
説示	1.0	0.7	0.8	0.6	0.6	0.9
勧告	-	-	-	-	-	-
通告	-	-	-	-	-	-
告発	-	-	-	-	-	0.0
措置猶予	0.2	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2
侵犯事実不存在	0.0	-	0.1	0.2	0.7	0.2
侵犯事実不明確	8.1	6.4	5.7	6.8	11.0	12.6
打ち切り	2.8	1.6	1.1	1.2	1.3	1.0
中止	0.1	0.0	0.1	0.1	0.3	0.5
移送	0.3	0.1	0.5	0.5	0.6	1.4
啓発	0.6	0.4	0.5	0.8	0.8	1.3
処理率	93.8	91.5	88.2	86.5	87.2	85.9

(注) 1 統計表第1表「種別別 人権侵犯事件の受理及び処理件数」中の「援助」から「啓発」までの各区分を全て合算した数値(総数:8,277件)を基に算出したものである(25-00-1の脚注2参照)。

$$2 \text{ 処理率} = \frac{\text{処理件数}}{\text{取扱総数}} \times 100$$

2 人権相談

(1) 人権相談の受理状況

令和7年に全国の法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談（人権問題に関して国民の相談に応じ、その過程で必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とする活動をいう。）の種類別受理件数及び取扱別件数は、それぞれ第5表及び第6表のとおりである。

種類別の件数については総数 152,918 件のうち、公務員の職務執行に関するものが 14,522 件で全体の 9.5%を占めている。

また、取扱別の件数については常設相談所が 142,438 件で全体の 93.1%、特設相談所が 10,197 件で同じく 6.7%、人権擁護委員が自宅で取り扱った相談件数は 283 件で同じく 0.2%となっている。

また、人権相談の取扱者別で見ると、人権擁護委員が 67,473 件で全体の 44.1%、職員が 85,445 件で同じく 55.9%となっている。

第5表 人権相談の種類別受理件数

種 類	件 数 (構成比 (%))
総 数	152,918 (100.0)
暴 行 ・ 虐 待	5,667 (3.7)
差 別 待 遇	3,680 (2.4)
名 誉 ・ プ ラ イ バ シ ー	12,395 (8.1)
労 働 権	10,393 (6.8)
住 居 ・ 生 活 の 安 全	12,302 (8.0)
強 制 ・ 強 要	7,907 (5.2)
そ の 他	100,574 (65.8)
公務員の職務執行に関するもの	14,522 (9.5)

(注) 3 「公務員の職務執行に関するもの」の件数は、各種人権相談のうち、公務員の職務執行に関する相談の件数であり、総数の内数である。

第6表 人権相談の取扱別件数

取 扱	件 数 (構成比 (%))
総 数	152,918 (100.0)
常 設 相 談 所	142,438 (93.1)
職 員 取 扱	85,349 (55.8)
委 員 取 扱	57,089 (37.3)
特 設 相 談 所	10,197 (6.7)
職 員 取 扱	96 (0.1)
委 員 取 扱	10,101 (6.6)
人権擁護委員自宅	283 (0.2)

(2) 人権相談の処理状況

令和2年以降における人権相談の処理区分別構成比の推移は、第7表のとおりである。

令和7年における人権相談の処理状況は、助言が全体の51.3%を占め、次いで、切替えが4.3%となっており、例年に比べ大きな変動はないものの、助言が占める割合は減少傾向となっている。

第7表 人権相談の処理区分別構成比の推移

(単位:%)

処理区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
助言	62.8	61.1	58.2	54.2	53.7	51.3
切替え	4.8	4.5	4.0	4.2	4.1	4.3
通報	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紹介	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
その他	32.1	34.0	37.4	41.3	41.8	44.2